

平成31年度第1回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 平成31年4月10日(水) 午後1時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 農業委員

会長	12番	横山	和男				
会長職務代理者	13番	小林	孝	14番	西村	辰寿	
委員	1番	山根	祐一	2番	西田	悦子	
	3番	山崎	幸臣	4番	田中	豊秋	
	5番	綾木	晴子	6番	丸山	武	
	7番	河村	久雄	8番	田中	正則	
	10番	谷尾	友枝	11番	宮本	彰太郎	

農地利用最適化推進委員

委員	安部	寛	野田	稔
	荻原	晴雄	栄田	正温
	井上	善雅	谷本	昭
	永江	守弘	山本	知司
	上月	清	前田	智
	竹内	俊雄	保田	公範
	松田	純一	藤田	克昭

4. 欠席委員 9番 木原さち子

5. 議事日程

- | | | | | | | | |
|-----|------------|---------------------------|----|----|----|----|----|
| 第1 | 議事録署名委員の指名 | 14番 | 西村 | 辰寿 | 1番 | 山根 | 祐一 |
| 第2 | 報告事項1 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について | | | | | |
| | 2 | 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について | | | | | |
| 第3 | 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請審議について | | | | | |
| 第4 | 議案第2号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について | | | | | |
| 第5 | 議案第3号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について | | | | | |
| 第6 | 議案第4号 | 農用地利用集積計画案の決定について | | | | | |
| 第7 | 議案第5号 | 農用地利用配分計画案について | | | | | |
| 第8 | 議案第6号 | 農業振興地域整備計画の変更について | | | | | |
| 第9 | 議案第7号 | 地籍調査事業に伴う農地の地目変更について | | | | | |
| 第10 | その他 | | | | | | |

農業委員会事務局職員

事務局長 小林 春美 係長 蓮佛 知香

6. 会議の概要

局長	<p>本日の欠席は1名です。</p> <p>出席者数、農業委員13名です。定足数に達していますので平成31年度第1回八頭町農業委員会を始めます。</p>
委員一同	農業委員会憲章唱和
議長（会長）	<p>（あいさつ）</p> <p>日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、14番 西村 辰寿委員、1番 山根 祐一委員にお願いします。</p> <p>次に日程第2、報告事項ですが委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。</p>
委員一同	（報告なし）
議長（会長）	無いようでしたら事務局は報告をお願いします。
事務局	<p>報告を2件させていただきます。資料をご覧ください。</p> <p>報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相続についての届出です。</p> <p>今月は4件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。</p> <p>報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。農地の貸借の合意解約です。今月は17件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。</p>
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	<p>続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。</p> <p>受付番号1-1について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号1-1について説明をします。</p> <p>土地の所在地 東地内2筆 2筆とも台帳地目 田 現況地目 田 面積 239 m²、383 m² 合計 622 m² 所有権移転売買です。</p> <p>理由につきましては、譲渡人が高齢になり後継者もおられないとい</p>

うことで以前より耕作されていた譲受人に売買されるということで話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地を全て耕作されていますし、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。

農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積 30 アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果 82 アールとなり問題ありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地では、水稻を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

議長（会長） この件につきましては、2番 西田悦子委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

西田委員 事務局の説明のとおりです。4月2日に確認をしました。譲渡人は高齢になり耕作できないとのこと。今まで耕作されていた方に譲られるとのこと。譲受人は耕作をきちんとされていますので、問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定します。
続きまして、受付番号 2-2 について事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号 2-2 について説明をします。
土地の所在地 東地内2筆 台帳地目 畑と田 現況地目 畑と田

面積 799 m²と 422 m² 合計 1,221 m²

所有権移転売買です。

理由につきましては、譲渡人が高齢になり耕作できないということで、近くに居住する譲受人が耕作するというで話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター、耕うん機等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地を全て耕作されていますし、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。

農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積 30 アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果 87 アールとなり問題ありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地では、水稻、野菜を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

議長（会長） この件につきましては、2番 西田悦子委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

西田委員 特に問題はないと考えます。受付番号 1-1 から 3-3 の案件は所有者が同じです。高齢になり耕作できないので譲られるということですが、松田推進員に相談されたということで、松田推進委員のご尽力で売買の話がまとまったのではないかと考えます。特に問題はありません。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定します。

事務局

続きまして、受付番号 3-3 について事務局は説明をお願いします。

受付番号 3-3 について説明をします。

土地の所在地 東地内 1 筆 台帳地目 田 現況地目 田 面積
506 m²

所有権移転売買です。

理由につきましては、譲渡人が高齢になり耕作できないということで、近くに居住する譲受人が耕作するというもので話がまとまったものです。

農地法第 3 条第 2 項第 1 号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。今回取得する農地については効率的に利用して耕作を行うものと認められます。

農地法第 3 条第 2 項第 4 号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行った結果、取得後は農作業に従事すると認められます。

次に、農地法第 3 条第 2 項第 5 号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積 30 アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果 93 アールとなり問題ありません。

最後に、農地法第 3 条第 2 項第 7 号 地域との調和要件ですが、申請地では、水稻を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

議長（会長）

この件につきましては、2 番 西田 悦子委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

西田委員

譲受人はきちんと耕作されていますので、特に問題はないと考えます。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同

（異議なし）

議長（会長）

異議なしということで申請どおり決定します。

事務局

続きまして、受付番号 4-4 について事務局は説明をお願いします。

受付番号 4-4 について説明をします。

土地の所在地 岩渕地内 3 筆 台帳地目 2 筆は田、1 筆は畑 現況地目 2 筆は田、1 筆は畑 面積 407 m²、501 m²、28 m² 合計 936 m²

所有権移転贈与です。

理由につきましては、譲渡人が砂防工事用地として所有農地を県へ譲り渡されました。その代替地として申請地を譲渡人から譲り受けられるということで話がまとまったものです。

農地法第 3 条第 2 項第 1 号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター、耕うん機等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。今回取得する農地については効率的に利用して耕作を行うものと認められます。

農地法第 3 条第 2 項第 4 号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行った結果、取得後は農作業に従事すると認められます。

次に、農地法第 3 条第 2 項第 5 号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積 30 アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果 143 アールとなり問題ありません。

最後に、農地法第 3 条第 2 項第 7 号 地域との調和要件ですが、申請地では、野菜を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

議長（会長）

この件につきましては、2 番 西田 悦子委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

西田委員

4 月 4 日に譲受人と現地確認を行い、聞き取り調査をしました。砂防堰堤工事に所有地を譲渡されその代わりに 3 筆を譲り受けられるということです。譲渡人は全員町外におられ耕作はできません。申請地は山が低く耕作のできる明るい土地です。現在は柿が植えてありますが伐採して耕作される予定です。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	<p>異議なしということで申請どおり決定します。</p> <p>続きまして日程第4議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。受付番号1-1について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について。農地法及び同法施行令の規定により、許可申請書を鳥取県知事へ進達することについて意見を求めるものです。受付番号1-1について説明します。</p> <p>土地の所在地 石田百井地内 1筆 台帳地目 田 現況地目 田 面積 701 m²の内 499 m²</p> <p>一般住宅を目的とした転用です。</p> <p>場所は、議案書4ページから6ページに図面を付けています。土地利用計画図は7ページに付けています。</p> <p>理由につきましては、現在、町内のアパートに居住しているが申請地に住宅を建築し居住したいとのこととです。</p> <p>本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>農地区分は小集団の生産力の低い農地ということで、第2種農地です。許可根拠は代替地なしです。</p> <p>信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく適当と考えます。資力については金融機関の融資証明書により確認しました。</p> <p>事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。</p> <p>周辺農地への影響ですが、東側、西側は宅地、南側は田、北側は県道です。盛土を行い、擁壁を設けます。議案書7ページに、排水については鉄道側の排水路へ流すと記入していますが、これは間違いですので削除をお願いします。後日確認をとりましたところ県道横の水路に排水し、汚水排水は浄化槽を設置し既設側溝へ排水します。水利権者の同意は得られています。</p> <p>日照、通風については、隣接地から1mから3m離しますし、建物の高さは8mですので影響はないと考えます。</p> <p>また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。</p>
議長 (会長)	この件につきましては、3番 山寄委員に事前調査をお願いしてい

ますので報告をお願いします。

山寄委員

4月1日から本日9時半まで調査に費やしました。6ページをご覧ください。申請地の西側の土地が図面では田となっていますが、実際は転用され宅地となっています。この状況は次の案件の審議で一例として話したいと思っておりますので覚えておいて下さい。

申請地横の農地ですが、去年のパトロールで苦慮した農地です。草が繁茂しており遊休農地の判断をするか迷った農地です。今年に入り八頭船岡農場が耕作されると聞きました。よく聞きますと構成員である山根委員が耕作されるとのことでした。

3月30日に山根委員から議案書を見るとおかしいところがあると指摘がありました。山根委員から、「7ページを見てもらうと、排水については南側の鉄道用地隣接の排水路へと記載してあるがこれは違う。現地で説明するので立ち会ってほしい。」と連絡があり一緒に確認をしました。この水路は排水ではなく用水でした。申請者に電話連絡をし、用水には絶対に排水してはいけないことを伝え、必要書類を整え事務局へ提出してもらうよう依頼しました。本日、必要書類が全部揃ったことを事務局へ確認しましたので、問題はないと考えます。

議長（会長）

排水については、非常に重要だと捉えています。用水、排水をきちんと精査し、申請の段階で雨水排水図を提出してもらってください。事務局はきちんと確認し分かりやすい資料を付けてください。

事務局

現地確認をし、申請者にも確認をしました。議案書を提出する前にきちんと確認すべきことです。認識不足もあり申し訳ありませんでした。

山寄委員

合併浄化槽の放流水は、側溝へ流すことによって周囲に迷惑がかからないか、水利権者の同意書が取ってあるか確認したところ、取ってあるとの回答がありましたので、問題ないと判断しました。

山本推進委員

合併浄化槽の配置のある図面は提出されていますか。

事務局

提出されています。

山根委員

隣地の宅地も側溝へ流されているので、上手から流されても問題はないのではないのでしょうか。

議長（会長）

この件につきまして、その他質問意見はありませんか。

委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	異議なしということで申請どおり決定いたします。 続きまして、日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。受付番号1-1について事務局は説明をお願いします。
事務局	<p>農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について。農地法及び同法施行令の規定により、許可申請書を鳥取県知事へ進達することについて意見を求めるものです。受付番号1-1について説明します。</p> <p>土地の所在地 日田地内1筆 台帳地目 田 現況地目 田 面積 1,115 m²</p> <p>機械格納庫兼作業場及び農業資材置場を目的とした賃借権設定です。</p> <p>場所は、議案書 10, 11, 12 ページに図面を付けています。土地利用計画図、雨水排水系統図は 13 ページに付けています。</p> <p>理由につきましては、現在4カ所に分散して農業機械を保管しているが効率が悪いため1カ所管理を実施したいということと、作業効率を高め生産性の向上を図るため施設整備を行いたいということです。</p> <p>本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>農地区分は農用区域内の農地ということで、第1種農地です。許可根拠は農業用施設用地です。</p> <p>事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。</p> <p>周辺農地への影響ですが、東側は田、西側は町道、南側は農道、北側は水路です。農地所有者の同意は得られています。</p> <p>雨水排水は自然流下で農業用排水路に排水します。汚水排水は合併浄化槽へ接続し農業用排水路に排水します。水利権者の同意は得られています。</p> <p>日照、通風についてですが、建物は隣接地から5m離しますし、施設の高さは約4mですので影響はないと考えます。</p> <p>また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問</p>

題ないと考えます。

議長（会長） この件につきましては、13番 小林委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

小林職務代理 農業用施設ということで計画されています。この法人は少しずつ規模拡大していますが、現在、機械等は借賃を支払い他者の所有地に預けている状況です。法人の建物はありません。基点となる倉庫を建築したいという要望は以前からあり、今回話がまとまり申請されたものです。周辺農地への影響はないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定いたします。
続きまして、受付番号 2-2 について事務局は説明をお願いします。

事務局 最初に議案書の訂正をお願いします。農地区分を第1種としていますが、第2種ですので修正をお願いします。

受付番号 2-2 について説明します。

土地の所在地 土師百井地内 1 筆 台帳地目 田 現況地目 田
面積 1,143 m²

露天駐車場及び資材置場を目的とした賃借権設定ですが、追認案件になります。

場所は、議案書 10, 14, 15 ページに図面を付けています。土地利用計画図は 16 ページに付けています。

理由につきましては、平成 16 年、県事業の残土処理場として利用されましたが、その残土を撤去されることなく埋め上げてしまいコンクリートで表面を固め駐車場、資材置き場として利用されてきました。申請人としては、当時残土処理場として利用されたため、申請地を駐車場にする際にも転用申請が必要であるということを農地法の理解不足から把握されていませんでした。農業委員会としても、当時転用申請の適切な指導はしておりませんし、その後の農地パトロール

でも違反転用に気づかないでいた経過があります。

平成 28 年末に申請地が田のまま残っていることに気づかれ、適正な転用手続きをしたいという相談が事務局にありました。その際に事務局としては、農地に復元するよう指導しました。

しかし、面積も広くコンクリートで固めてしまっているため現実的に困難であるとの相談が昨年 12 月末に再度ありました。県に相談し検討した結果、強引に原状回復させるのは大きな経済的損失を与えること、当初の違反転用に至った経緯も悪意のあるものではなく農地法の理解不足が原因であったこと、また、申請人は違反転用後に土地を譲り受けられていること、農業委員会の指導不足もあることを考慮し、追認案件として申請を受理し提出したものです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

農地区分は小集団の生産力の低い農地、第 2 種農地です。許可根拠は代替地なしです。

規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、東側は田、西側は宅地、南側は宅地、北側は水路です。耕作者の同意は得られています。

雨水排水は自然流下で既設側溝に排水します。汚水排水は発生しません。

日照、通風についてですが、建物は隣接地から 18m 離れていますし、施設の高さは約 5m ですので影響はないと考えます。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

議長（会長）

この件につきましては、3 番 山寄委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

山寄委員

事務局の説明の通りです。現場を見て驚きました。追認の案件とは思いませんでした。15 年前に発生し、どうして今まで気づかなかったのかと思います。先ほどの案件で触れたことですが、現地は宅地でも図面の地目は登記地目が記載されているため田になっているケースがありました。これも同じではないかと当時の担当委員が勘違いしたのではないかとということもあります。転用申請済みであると誤解を生じさせた可能性もあります。地目が現況に合わせて正しく表示されていない事務的処理がきちんとされていないからではないかとも考えます。転用されればきちんと登記までしていただくよう助言することも必要ではないかと思いました。

今回、申請人は始末書も提出され反省されていますので、追認もやむを得ないと考えますが、みなさんの判断を仰ぎたいと思います。

議長（会長）

事務局は提出された始末書を読んでください。

事務局

（始末書読み上げ）

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

山本推進委員

前は何を耕作していたのでしょうか。

山崎委員

以前は田で平成 16 年に残土置き場として利用され、元に戻されな
いまま埋め上げたものです。

山本推進委員

県道まで敷地は続いているのですか。

山崎委員

そうです。手前 2 筆はすでに雑種地となっています。

安部推進委員

議案書 16 ページは農機具小屋、8 ページは資材置場となっ
ていますが、整合性はどうなっていますか。

事務局

すみません。正確には資材置場です。

井上推進委員

これは転用してから賃借するということですか。固定資産税はど
うなっているのでしょうか。

事務局

駐車場、資材置場として賃借するということですか。固定資産税は平
成 28 年に発覚してから雑種地として課税されています。

小林職務代理

平成 28 年に農業委員会が税務課に話したことで雑種地の課税にな
り支払われている。払わせておいて許可しないというのはどうかと思
います。

議長（会長）

その他、質問意見はありますか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょ
うか。

委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	異議なしということで申請どおり決定いたします。 続きまして、受付番号 3-3 について事務局は説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号 3-3 について説明します。</p> <p>土地の所在地 下野地内 4 筆 台帳地目 3 筆畑、1 筆田 現況地目 すべて畑 面積 1,185 m²、113 m²、34 m²、291 m² 合計 1,623 m²</p> <p>農泊レストラン用駐車場を目的とした所有権移転売買です。</p> <p>場所は、議案書 10, 17, 18 ページに図面を付けています。土地利用計画図は 19 ページに付けています。</p> <p>理由につきましては、昨年 10 月委員会で今回申請地横の農地 2 筆を農泊レストラン用進入路と駐車場 19 台分として転用審議を行い許可となりましたが、当初の計画ではグラウンドに予定していた駐車場が、災害避難所の駐車場、地域の運動会に利用されるとのことで、駐車場として利用できなくなり、今回追加で 44 台分の駐車場を整備されるものです。</p> <p>本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します</p> <p>農地区分は小集団の生産力の低い農地ということで、第 2 種農地です。許可根拠は代替地なしです。</p> <p>事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。</p> <p>周辺農地への影響ですが、東側は水路、西側、南側は道路、北側は水路です。</p> <p>盛土を 0.1~0.3m、切土を 0.1~0.5m を行い、土羽打ちをし種子散布により法面を保護します。</p> <p>雨水排水は既設道路側溝に排水します。汚水排水は発生しません。水利権者の同意は得られています。</p> <p>また、19 ページの図面を見ていただきますと、水路を廃止するように見えるかもしれませんが、この水路は残されます。</p> <p>日照、通風についてですが、建物は建てられませんので影響はないと考えます。</p> <p>また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。</p>
議長 (会長)	この件につきましては、10 番 谷尾委員に事前調査をお願いしてい

ますので報告をお願いします。

谷尾委員

4月4日に両者に現地で聞取りを行いました。申請地1筆については農作業小屋が建っていますし、2筆は野菜を耕作されています。

また、1筆の一部には墓地があります。この2筆を耕作されている方は高齢で後継者もおられないので、耕作面積を減らしたいという意向もあり話が進みました。

また、墓地のある土地についても、ここだけ残すというのも不自然だということで家の近くに移設されるということです。

申請地の端に水路がありますが、現在も使用されている水路であり、これはそのまま残されるということです。周囲への農地には影響はないと考えます。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

前田推進委員

図面を見ますと、以前の申請地と今回の申請地の間に道がありますが、この道はどうするのでしょうか。

事務局

これは払い下げを受けられ駐車場として利用されます。

議長（会長）

その他、質問意見はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同

（異議なし）

議長（会長）

異議なしということで申請どおり決定いたします。

以上で議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議を終わります。

続きまして日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局は説明をお願いします。

事務局

議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。

八頭町長から平成31年3月29日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。

議案書の20ページをご覧ください。

今月は通常の利用権設定が新規 10 件、更新 13 件、合計 23 件です。面積は田 52,830 m²、畑 5,590 m²、合計 58,420 m²です。

中間管理事業分は新規 10 件、更新 22 件、合計 32 件です。面積は田 122,743 m²、畑 5,850 m²、合計 128,593 m²です。

すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

議長（会長）

通常の利用権設定分 受付番号 1-1 から 22-22 について審議を行います。

事前調査を行い報告が必要でしたらお願いします。

西田委員

受付番号 2-2 ですが、譲渡人に連絡を取ろうとしましたが、連絡が取れませんでした。集落の方に尋ねたところ、施設に入所されており、成年後見人がおられるということが分かりました。その後の手続は事務局に依頼しました。

また、譲受人は隣地を耕作されており、地権者は耕作できないということで借り受けられることになったとのことです。

事務局

このことを受けまして、集落の方から地権者と連絡が取れず貸借契約が締結できない場合は、農業委員会としてどのようなアドバイスをされるのか、という質問が松田推進員にありましたので、そのような場合の対処について説明させていただきます。

まず地権者の所在が不明な場合は、農業委員会、農業委員、農地利用最適化推進委員に相談をしていただきたいと思います。相談があった場合、担当委員は集落、親類の方等から聞き取り調査を行います。それでも不明な場合は農業委員会事務局へ連絡し、事務局で地権者、及びその配偶者、子について戸籍等から住所地を探索します。その住所地へ文書等で連絡を取らせていただきます。

回答が無く不明な場合は、農業委員会が所有者不明農地であるとして公示を 6 ヶ月間行います。公示によっても分からなかった場合には、農業委員会は鳥取県農業農村担い手育成機構（鳥取県の農地貸借を仲介している機関です。）へ通知します。それを受け担い手育成機構は鳥取県知事に農地貸借の裁定申請を行います。県の裁定により担い手育成機構は耕作者へ農地を貸借できます。所有者が不明な場合でも、農地貸借ができる仕組みがあります。

小林職務代理

このことについてチラシ等資料はないでしょうか。

事務局

ありますので次回の委員会で配布します。

山根委員	例えば、固定資産税の納税管理人で契約できるということはないでしょうか。
事務局	所有者が亡くなられている場合の貸借契約には、通常相続人の半分を超える同意が必要ですので、納税管理人のみの契約はできません。
議長（会長）	この件につきまして質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで利用権設定分 受付番号 1-1 から 22-22 について申請どおり決定します。 続きまして受付番号 23-23 について審議を行いますが、これは関係する委員がおられますので、八頭町農業委員会会議規則第 10 条の規定により関係委員は一時退席をお願いします。
	（関係委員退席）
議長（会長）	それでは受付番号 23-23 について審議を行います。 この件につきまして質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで利用権設定 受付番号 23-23 について申請どおり決定します。関係委員は入室してください。
	（関係委員入室）
議長（会長）	続きまして中間管理事業分 受付番号 1-1 から 32-32 について審議を行います。 この件につきまして質問意見ありませんか。

委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。 (異議なし)
議長 (会長)	異議なしということで、中間管理事業分 受付番号 1-1 から 32-32 について申請どおり決定します。 以上で議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了します。 続きまして、日程第 7 議案第 5 号 農用地利用配分計画案について事務局は説明をお願いします。
事務局	議案第 5 号 農用地利用配分計画案について説明します。 八頭町長より平成 31 年 3 月 29 日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。 整理番号 1-1 から 42-42 について説明します。 先ほどの議案第 4 号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 128,593 m ² を借受け希望のありました 4 法人へそれぞれ 9,490 m ² 、57,595 m ² 、28,218 m ² 、7,644 m ² 、地域の担い手へ 549 m ² 、779 m ² 、10,610 m ² 、3,811 m ² 、2,837 m ² 、3,786 m ² 、3,274 m ² それぞれ配分するものです。また、14,242 m ² については農地集約により配分変更するものです。
議長 (会長)	整理番号 1-1 から 37-37 につきまして、意見質問はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	異議なしということで、整理番号 1-1 から 37-37 について申請どおり決定します。 続きまして受付番号 38-38 から 42-42 について審議を行いますが、これは関係する委員がおられますので、八頭町農業委員会会議規則第 10 条の規定により関係委員は一時退席をお願いします。 (関係委員退席)

議長（会長）	<p>それでは受付番号 38-38 から 42-42 についてですがこの件につきまして質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>異議なしということで利用権設定 受付番号 38-38 から 42-42 について申請どおり決定します。関係委員は入室してください。</p> <p>（関係委員入室）</p>
議長（会長）	<p>以上で日程第 7 議案第 5 号 農用地利用配分計画案について審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第 8 議案第 6 号 農業振興地域整備計画の変更について審議をいたしますが、受付番号 1-1、2-2 は関連する案件ですので一括説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 6 号 農業振興地域整備計画の変更について説明します。</p> <p>八頭町長から、農業振興地域の整備に関する法律の規定による農業振興地域整備計画の変更について意見照会がありましたので、同法施行規則の規定により本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>受付番号 1-1、2-2 について説明します。</p> <p>受付番号 1-1 申請地 大江地内 1 筆 台帳地目 畑 現況地目 田 面積 13 m²。</p> <p>受付番号 2-2 申請地 大江地内 6 筆 台帳地目 3 筆畑 1 筆原野、2 筆田 現況地目 2 筆畑、4 筆田 面積 135 m²、16 m²、658 m²、442 m²、19 m²、700 m² 合計 1,970 m²</p> <p>目的は農用地区域への編入です。</p> <p>理由としては、基盤整備対象農地に位置付け、農業生産活動を将来にわたり維持管理していくためとのことです。</p> <p>場所は、議案書の 41 ページから 44 ページに図面を付けています。この農地はほ場整備はされていない第 2 種農地であり、農用地区域に隣接している農地です。</p>
議長（会長）	<p>この案件は、10 番谷尾友枝委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。</p>

谷尾委員	事務局の説明の通りです。4月2日に現地確認をし、両者に聞き取りを行いました。間違いはないとのことで問題はないと考えます。
議長（会長）	この件につきまして質問意見はありませんか
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	無いようでしたら、申請どおり決定してよろしいでしょうか
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで申請どおり決定します。 以上で、議案第6号 農業振興地域整備計画の変更についての審議を終了いたします。 続きまして、日程第9 議案第7号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更について審議をいたします。事務局は説明をお願いします。
事務局	議案第7号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更について説明します。 地籍調査課が現在地籍調査を行っています。その結果現況に合わせて所有者の合意に基づき職権で地目変更を行います。農地ということで農業委員会へ通知し、意見を求めるということです。 この件は以前より事務局から地籍調査課へ確認させていただいています。 今回、農地からの地目変更ですが、明辺、落岩、上津黒、船岡殿、日田の各一部が対象です。 山林への変更が195件 82,621.08㎡、原野への変更が144件 29,834.53㎡、道路への変更が5件 75.74㎡、畑への変更が37件 11,523㎡、堤への変更が9件 604.46㎡、宅地への変更が37件 6,584.57㎡、墓地への変更が25件 2,167.77㎡、雑種地への変更が54件 5,035.85㎡、水道用地への変更が4件 537㎡、田への変更が1筆 26㎡、境内用地への変更が1筆 1,034㎡。合計147,542.26㎡でした。 地目変更を行っても問題無いと思われまますので、問題なしで回答したいと考えます。
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
山本推進委員	地籍調査で地目変更した後、地権者の手続は何かあるのでしょうか。

事務局	登記地目の変更まで地籍調査課で行いますので、地権者の手続きは特にありません。
山本推進委員	分かりました。固定資産税の地目も変更になるのですね。
事務局	そうです。
議長（会長）	その他、質問意見はありますか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで、申請どおり決定いたします。 以上で日程第9 議案第7号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更について審議を終了いたします。 続きまして日程第10 その他について事務局よりお願いします。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ●次回農業委員会は5月13日（月）13時30分から船岡地区公民館大集会室で開催します。 ●視察研修について ●最適化交付金について 以上です。
議長（会長）	以上で第1回農業委員会を終了します。 終了（15時50分）